

提出いただいた意見と豊田市の考え

1 まちづくり基本条例の概要について

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
(1)あたら しいまちづく り (2)条例の 目的	1	「自立した自治体」、「自立した地域社会」の「自立」を言わんとする意味は理解できるが、「自治」に対して「自立」は適切な表現か。市政レベルで「自立」が必要か。また「自立」は、第28条「協力」と整合性があるか。	1	地方分権一括法により、国と地方の関係は、それまでの中央集権的な上意下達の関係から、法的には対等の関係になりました。そうした中、最も市民に身近な自治体としての役割を果たし、財政面や機能面で自立した自治体となり、自己決定、自己責任のもと、市政を運営していくことを示すものです。28条は自立した自治体として必要な協力、連携を図っていくというものです。
	2	合併に住民は希望を持ったり不安もある。「共働」の発想で地域にあった具体策をすすめることが必要と思う。旧町村事業を見直し新たな展開に結びつけたり、交流事業で横のつながりを深め、地域の特性を生かした新たな方策を見出すなど、ソフト面も考慮したまちづくり基本条例であると良いと思う。	1	地域のことは地域住民が自ら考え行動するための施策として、地域自治体の仕組みを生かしたまちづくりがすすむことを狙っています。
	3	条例の目的は、市民による自治が確立され、真に自立した地域社会が実現することであるが、まちづくりをすすめるためには、住民・自治体・NPO・ボランティア・企業等、市にかかわって活動している人の力を結集する必要があると思う。どの様に調整し取り組んでいくのか示すべきではないか。	1	住民、自治体、NPO、ボランティア、企業等の「共働によるまちづくり」はまちづくりにとって重要です。その連携や調整自体が共働の過程になると考えます。共働によるまちづくりをすすめるために、みんなで共有できる共働のルールの検討をすすめていきます。
(3)条例制 定の背景	4	これまでの自治の実情が異なった7市町村が、一体となって、新しいまちづくりをするための自治について、共通のルール・認識を持って取り組むため、今後どのようにするのか明確にすべき。	1	まちづくり基本条例制定後の広報等を図るとともに、今後、具体的な参画と共働に関わる市の取組をすすめていきます。
(4)条例の 特徴	5	行政経営システムとはどんな仕組みか示すべきではないか。	1	行政経営システムおよびその行動計画としての行政経営戦略プランは、これまで広報とよたやホームページ、また、報道機関を通じて紹介しています。今後も、取組状況の情報も含めて広報していきます。
(5)条例の 位置づけ	6	「市民の誓い」を踏まえていると位置づけられているが、旧町村の市民が「市民の誓い」を自分たちのものであると認識しているかどうかは不明。	2	市民の誓いは、「豊田市民の誓い推進協議会」により、推進運動を実施してきました。今後もこの運動により実践活動を推進していきます。なお、この条例は7市町村の市民の意識合わせを行うものであるため、ご指摘を踏まえ前文にこれまで豊田市民の誓いをみちしるべにしてきた趣旨を加えます。
	7	まちづくり条例と市の基本計画の関連はどう調整するのか	1	まちづくり基本条例は、政策を実現するための仕組みや市政経営の手続を明示するものです。「基本計画」を策定する手続として、条例の趣旨に基づき、行動計画を立て市民の参画を図ります。
(7)検討経 緯	8	条例作成にあたり、「行政経営懇話会」の答申を受けたとしている。メンバーは、	1	平成16年度は、学識経験者3名、公募市民4名、各種団体からの推薦委員9名で、また、男女各8名づつ年齢層も20代から60代の計16名の委員により構成されていました。
	9	検討段階のパブリックコメントでの市民の意見は反映されたのか。	1	素案の項目について、いただいた意見を参考にしました。例えば、第26条の条例の制定及び法令の活用の項は、意見を参考に加えました。
(8)スケ ジュール	10	町村部の意見はどのように反映されているのか。また、今回実施のパブリックコメント手続による意見はどのように反映されるのか。	1	平成16年度までの検討は豊田市で実施するとともに合併協議会に情報を提供しました。都市内分権については合併協議の審議を踏まえています。また、パブリックコメントは、手続要綱に基づき実施し、いただいた意見を考慮して条例案を作成し、いただいた意見とそれに対する市の考えを公表します。
(9)今後の 施策推進	11	条例に基づいた施策を図るため、現在取組を行っている行政経営戦略プランは、どんなプランか。また、市民参加はどのように推進していくのか示すべきではないか。	1	行政経営戦略プランは、これまで、広報とよたやホームページで紹介しています。戦略方針に基づいて202の行動計画に取り組んでいます。市民と行政のパートナーシップの推進はプランの大きな柱として40項目の行動計画に取り組んでいます。
(10)主要 な規定事項	12	「市民」と「地域会議」の関係で、「市民」側から「地域会議」へ矢印で「選出」とある。「選出」でなく「参画」ではないのか？	1	市民の参画にあたりますが、資料の中では市長が選任し、地域住民から選出されることを表していますのでご理解ください。

2 まちづくり基本条例素案について

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
条例素案全 般	13	まちづくり推進上の阻害要因排除(私権制限含)項目がない。	1	国の法律を見た場合、権利義務を規定し、強制規定があつて罰則を伴う法律の一方で、ものの考え方を定め行政の姿勢を拘束する基本法があります。市が制定する条例も同様です。法的拘束力を持ち住民に義務付ける性格を持つ条例がある一方で、このまちづくり基本条例は、ものの考え方や基本的な仕組みを定める趣旨の条例です。基本的な考え方によって行政の姿勢も拘束されるし、また、基本的な仕組みを位置づけ、別の条例で個別具体的手続を定めるというものです。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
条例素案の表現について	14	豊田市まちづくり基本条例素案の条文末尾の「～します。」は法的拘束力のある規定ではなく単なる姿勢表明なのか。 さらに「～努めます。」のような言い回しの規定でも意味があるのか。 まちづくりの根幹に関わる規定については、「しなければならぬ。」にすべき。 条文の語尾が「ます」と「せん」の2通りとなっている。「ます」に統一すべき。	3	・条例は、市民と市が共有する自治の基本を定めるもので、親しみやすいものとするため「です。ます。」で表記していますが、法規範としては、他の条例と異なるものではありません。 また、条例はまちづくりの基本となる考え方を定めるものです。市は、その方針、原則に従って行動するようその姿勢は拘束もされ、原則や方針に基づいた個別の条例や規則その他要綱、指針により、具体的にその行動が規定されます。 ・条例の述語の語尾(以下「語尾」)について、基本的な原則のうち、市に義務を課す原則については「～なければなりません。」としています。ただし、市民も関わる共働によるまちづくりについては、「努めるものとします。」としています。その他の表現は、「～します。」「～努めます。」等ですが、自治の基本としての方針を示しているものです。
	15	全ての条文で「～に努める。」という記述は削除し、言い切り方に直す。 第10、19、25、26、28の条文の努めますは不適正、行いますに変更すべき。	2	条文を精査し、第10条の一部、第14条、第16条、第19条、第25条について改めました。
前文	16	「これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性」は、合併の事実、経過を承知していることを前提としており、初めてこの文書にふれる人には真意が伝わるか。	1	本市の多様な地域性は合併により一層顕著になりました。しかしながら、合併前の豊田も都市部と農山村地域が共生する都市として、地域の特性を生かした地域づくりが行われてきています。合併の経緯を承知しているしていないに関わらず、広大な市域の現状と地域性を認識する意味で表現しています。その趣旨については、条例の解説等で説明していきます。
	17	前文の後段、「これからも」は削除。「子どもから高齢者までに子どもから高齢者までの」と修正	1	ご意見を踏まえ条例案の一部を改めました。
	18	「共働」は一般的には協働で、オリジナルとしての説明がいるのではないか。	1	基本的な原則として、第5条で共働によるまちづくりで表しているものです。ご意見を参考とさせていただき、条例の解説や今後周知する際に「共働」について説明していきます。
	19	前文「かけがえのない多様な地域性」について、「かけがえのない」を削除することを提案する。条例で文学的で情緒的な表現は避けるため。ただ、「豊田市民の誓い」の「輝かしい」の表現が代替可能と思う。	1	ご意見として承りますが、多様な地域性を大切にすることを趣旨で記載しています。 また、「豊田市民の誓い」については、前文でこれまで豊田市民の誓いをみちしるべに示してきた趣旨を加えます。(No6参照)
	20	基本理念は、前文よりも第1条(基本理念)として条文化した方が、形式上、重要性からもベターではないか。	1	・この条例の前文は、行政経営懇話会答申で基本理念として整理された「まちづくりをめぐる時代認識」、「分権型社会にふさわしい自治体の確立」、「市民による自治の拡充」、「パートナーシップの推進」を踏まえて整理しました。
	21	前文は、前段で「このまちで、わたしたちは、……安心して豊かに暮らしたいと願っています」と願望を描き、後段で、「自立した地域社会を実現することを目指して」、「基本条例を制定します」としているが、「自立した地域社会」がどのようなものかの説明がなく、「自立した地域社会」が安心して豊かに暮らしたいと願っているわたしたちの願いをかなえてくれるものなのか定かではない。前文前段と後段が、統一的な記述になっておらず、ちぐはぐであり、これでは基本条例の前文という重要な役割を果たしていないのではないか。	1	・前文の前段は、過去これまで、市民自らが考え行動することが自治の基本であることを意識し、市民が共に学び、共に働く、行動を通して、安心して豊かに暮らせることを願ってきたことを示します。 ・後段は、将来にわたって、各層の市民自らが自治の主役になって、共働によるまちづくりを推進し、「自立した地域社会の実現を目指す」ことを自治の基本理念におき条例制定する趣旨を示しています。 ・前文で自治の基本理念についての文言を加え、明示します。
	22	都市と農山村の共生という表現には違和感を感じる。各地域には役割と特性がありそれらを互いに理解し認め合い共生の道を歩むことではないか。まちづくりを考える上で基本的に確認しておいた方がよいのは、物質的な豊かさよりも住民一人一人の生きざまに視点を置き、ひとのつながりを大切にするという「ひと重視」の基本姿勢ではないかと思う。	1	都市と農山村の共生は、都市地域と農山村地域の双方が活発な交流や連携を通して地域の振興や活性化を目指すまちづくりを進め、市民の暮らしや地域社会における新しい価値を創造するものとして、豊田加茂合併協議の中で整理された文言です。 また、後段については、ご意見として承ります。
23	豊田市は都市部と農村部に分かれているか。市街地とその周辺部の表現の方が適切。	1		
1条	24	自治の基本理念は、普遍的あるいは上位の法令にあるものではないので、本市の自治の基本理念とすることが必要ではないか。	1	前文で自治の基本理念を示します。(再掲、No21参照)
	25	「まちづくりの基本的な原則を確認」の「確認」は何に照らして確認するのか? 「定め」でいいのでは。	1	市民、市が自治の基本として、この原則を確認し共有する趣旨です。市の議会、執行機関の市を構成するものが確認することを含みます。
	26	「参画と共働、都市内分権及び市政経営の基本事項」でオリジナルの用語を並列するのは乱暴ではないか。	1	目的規定は、条例制定の目的を明らかにするものです。規定する章立ての項目に限定し、都市内分権の用語を削ります。
	27	第1条(目的)で、「この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり」と表現されていますが、前文のどこが「自治の基本理念」なのでしょう? さっぱり理解できません。この第1条でも、前文と同様に「自立した地域社会の実現を図ることを目的とし」ていますが、「自立した地域社会」とはどのようなものなのかは、さっぱり分かりません。	1	前文で自治の基本理念を示します。(再掲) 市民と行政が共働によるまちづくりを進める地域社会では、市民に最も身近な基礎自治体である豊田市と、そのまちづくりをすすめるわたしたち市民の地域社会は、他者に依存することない「自立した地域社会」の実現を図ることを示しています。
	28	「まちづくり基本条例」はその名の通り、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものであり、自治体の「憲法」ともいえるべき、自治体として重要な条例となると解される。成立すれば市民はじめ様々なものを規制し、縛りつけるものになるのではないかと思われる。	1	一般的に権利義務を規定し、強制規定があって罰則を伴うのが、法律の狭い観念です。条例も同様で、法的拘束力を持ち住民を法的に義務付ける法規範としての性格を持っています。一方、このまちづくり基本条例は、ものの考え方や基本的な仕組みを定める趣旨の条例です。基本的な考え方によって行政の姿勢も拘束されるし、基本的な仕組みを位置づけ、別の条例で個別具体的手続を定めるものです。(再掲) まちづくり基本条例の市民に関わる規定事項はこれ自体が、強制して義務を課したり、あるいは権利を制限するものではありません。条例の趣旨は、市民、議会、執行機関が共働によるまちづくりをすすめるため、互いに尊重し、対等な関係に立つ、信頼関係が基本にあります。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
	29	目的に、「安心で、安全なまちづくり」のまちづくりの趣旨を入れる	1	この条例は、条例の位置づけで記載しているように、政策を実現するためのまちづくりの仕組みや市政経営の手続を明示するものとしています。基本的な政策目標である「安心で、安全なまちづくり」などの政策は、市民の声を反映する中で総合計画や施策・事業で位置づけます。
	30	語尾の表現について、「目的とする。」とする。	1	語尾の用語についての考えは、「14」のとおりです。
	31	市民が分かりやすい条例とするため、 のために、または、 を目的とすることというように具体的に記載をしてはどうか。	1	主要な規定事項をあげ記載していますが、一部、条文を改めます。(再掲No26)
2条	32	定義なのに、「用語の意義」といあるのは、用語の意味ということか。	1	定義の規定は、条例の中で使用される重要なかつ基礎的な用語について、その意味内容が一義的でないときにおくものとされています。
	33	「活動を行う」という意味がわからない。	1	自治区活動や地域の諸団体の様々な活動、また、ボランティア活動やNPOの活動などを表します。
	34	第2号の「市の執行機関」は「市」は不要、「執行機関」でよいのではないか。	1	ご意見により用語を改めます。
	35	語尾の表現について、第1項の語尾を「よる。」、第1号の語尾を「いう。」、第2号の語尾「いう。」とする。	1	ご意見は承りますが、語尾についての考えは、「14」のとおりです。
3条	36	「制定及び改正に当たっては」は、「制定及び改正にあたっては」	1	ご意見は承りますが、用語については素案原案が適切と考えております。
	37	語尾の表現について、「図る。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
4条	38	「市政に関する政策等の立案」とあるが、「市政」以外はないはず	1	ご意見により用語を改めます。
	39	「実施又は評価の必要な必要な時点の過程で」に修正を提案	1	基本的な原則として、立案、実施、評価のそれぞれの過程で参画を図ることを定めるものですので、ご理解願います。
	40	語尾の表現について、「ならない。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
5条	41	「対等な関係に立って、相互の立場を尊重しつつ」は、関係に立っては適さない。「対等な立場で相互に尊重しつつ」の方がよい。	1	ご意見は承りますが、条文については、素案原案をもとに一部改めます。
	42	「共にまちづくりを推進することに努める」は表現がわかりにくい。	1	それぞれがまちづくりについて、共に働く、共に行動することを表していますが、条例資料で説明するとともに、より一層わかりやすいように説明に努めます。
	43	市民と市が何を根拠に、また何時から「対等な関係」に立つことができるようになったのでしょうか？ 市民は地方自治の主体的な主人公ですが、市は市民と同じような地方自治の主人公ではありません。市とは行政機構であり、行政執行機関です。そこで働く職員も含まれますが、職員は市民により選出された市民の代表者たる市長の指揮の下に働く公務員で全体の奉仕者です。自治の主人公の市民自らの意志にもとづく住民自治と、住民自治を基礎において行政執行機関として体现される団体自治との渾然一体となった果実こそ、地方自治の妙味であると考えます。最近、市民と市を単純な対等関係と位置づけ、「相互の立場の尊重」とか、「行政と地域がパートナーシップを行う」とかの議論がありますが、このような議論は、地方自治本来の理念にてらし基本的に誤っているのではないのでしょうか。	2	市とは基礎自治体としての豊田市を示します。しかしながら市民と対比する場合には、行政機関である議会と執行機関を示すこととなります。議会と執行機関は行政主体、市民は行政客体です。市は税の徴収や許認可などの権限をもち、一方、市民は市を構成する主体ではありません。また、市民は主権者として、議会や市長を選挙で選ぶほか、地方自治法で定めるところにより直接請求権等を有してします。これらの点について、対等性を論じるものではありません。しかしながら一方で、市民は、行政の客体あるいは主権者の立場だけでなく、公共的サービスの提供者、事業者の立場もあります。とりわけ、市民の自発的かつ自由な活動が活発になり、行政施策・事業への参加や公共的な事業を共同で行うことなど、共通の目的を実現するために共働の関係がもたれる場合は、市民と市(執行機関・議会)が、互いに尊重し、対等な関係に立ち、共に働き、共に行動する、という意味です。
	44	語尾の表現について、「推進する。」とする。	2	語尾についての考えは、「14」、「15」のとおりです。(再掲)
6条	47	第6条「市は、市が保有する情報については、」は、「市が保有する情報について、」とした方がよい。	1	ご意見により用語の一部を改めます。
	48	「市が保有する情報について」の前になにがしが注釈・制限を設ける必要があると思う。もしくは、詳細を第19条で定めることを追記してはどうかと思う。そうでないと、この条文の文言だけをとらえると、なんでもかんでも共有というようにとられかねないと思う。	1	ここでは基本的な原則を定めるものです。当然に、なんでもということではなく、例えば守られるべき個人情報などは適切に取り扱います。
	49	語尾の表現について、「努めるものとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	50	語尾の表現について「市民と共有する。」と言い切る。	1	ここでは基本的な原則事項を定めるものです。第19条で情報の取扱いを定めます。
7条	51	「市政に関する政策等の立案」とあるが、「市政」以外はないはずなので省略した方がいい。	1	ご意見により用語を改めます。(再掲)
	52	「実施又は評価の必要な時点の過程で」に修正を提案	1	ご意見は承りますが、No39と同趣旨です。
	53	語尾の表現について、「市民に説明の責務を負う」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
8条	54	市民の権利を「～ものとします。」としている意味はなにか。	1	市民の権利については、用語を改め有する権利を明確に示します。
	55	2項、1項、3項の重要事項の順にする。	1	
	56	語尾の表現について、第1項を「有するものとする。」とする、第2項を「有する」、第3項を「有する。」とする。	1	
	57	市民の権利、市民の責務も他と同じ論調のほうが良い。「します」とした方が、自主的な気がする。	1	
	58	用語上、市政の中に議会が含まれていないとした場合、下記の項を追加。「4 市民は、議会に関する情報を知る権利を有する。」	1	豊田市情報公開条例は、実施機関として議会が含まれています。
	59	第8条第3項は、地方自治の基本であり、この条例に明文化しなければいけないものなのか。明文化の必要があるか。	1	地方自治法では、「法律に定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、」とされています。法律に定めるところも含めて行政サービスを受けることができる基本的な権利を定めるものです。
9条	60	「公共の福祉の増進」が市民の責務であることに違和感がある。	1	この用語は、国民の責務の記載から、一般的な市民生活に係る「公共の利益」に寄与する意の記載に改めます。
	61	「公共の福祉の増進」には健康が含まれているか？	1	一般的に公益を指すもので健康も含まれます。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
	62	第2項、「市民の活動」を尊重するという意味は	1	地域の公共の利益の増進に寄与する市民の自由な活動を、市民が互いに尊重するという事です。共働によるまちづくりの推進に関しても、互いの立場を尊重し、と定めています。
	63	第2項、「市民は、市民の活動をお互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。」は大切だが、前面にだすと、市民参加が成り立たなくなる面もあると思うが、どうか。また、最低守るべきことは何か示すべきではないか。	1	市民の責務については、いただいた趣旨の議論が行政経営懇話会等でなされました。その経緯を踏まえていただいた答申をもとに整理しています。
	64	第3項、「納税等の自治に伴う負担を分任」で納税等の国民の義務をうたうのではなく、他の表現が適当ではないか。地域自治区が設置され、税金相当の自治費を負担せよとの意味に取れる。	2	第3項については、ご意見も踏まえ、第8条の権利に対応する責務の記載に改めます。
	65	第4項、「居住環境に配慮し」と個別に出てくるのか。	1	事業活動を行う市民は、一般の市民に比べ、その責務も異なるということが、行政経営懇話会の答申を検討する過程で議論されました。事業活動に伴う居住環境への影響を配慮する主旨です。
	66	語尾の表現について、第1項を「努めるものとする。」とする、第2項を「責任を負うこととする。」、第3項を「分任することとする。」とする、第4項を「努めるものとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	67	行政・市議・市民が同じ責務という表現は気になる。市民の役割とい表現がいい。	2	責務は法律で規定されている義務も含めて社会規範として示しています。
10条	68	「直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから」は、説明する必要はない。	1	議会は、市民から信託を受けた意思決定機関であることから、市民の意思を市政に反映させる開かれた議会運営に努めることを記述しているものです。
	69	第2項、「市政経営が適正に行われるよう」という意味はなにか。	1	最終的な意思決定にあたっての審議や、監視の対象となる執行機関の行財政運営や事務処理、事業実施等を示しています。
	70	議会の重要な責務として、「調査し、政策立案し、監視する機能」とする。	1	意思決定機関として、政策立案に関する機能も含まれていますが、議会の政策立案機能は今後ますます重要となってくるものでもあり、第10条の条文にその記述を加えます。
	71	語尾の表現について、第1項を「努めることとする。」、第2項を「努めることとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	72	本条項は非常に一般的な記述である。執行機関側の素案と思うので、本基本条例の実施にあたり議会の責務に関し、もっと適切な条文を作成される事を提案する。	1	議会で議論されたことを踏まえて、執行機関が整理したものです。条文の一部は議会にも諮り改めます。
11条	73	「議員は、自らの役割と責務を認識し、」について、「その行為者の「認識の可否」を云々するのは、どうか。「自らの」は、考えれば考えるほど意味深長な表現であり、敬意を表する。この項の代案として、「議員は、市民の付託による役割と責務をその職務として、公正かつ誠実に遂行します。」を提案する。	1	ご意見は承りますが、第10条で、「議会は、直接選挙で選ばれた代表者である議員によって構成される」と市民の信託を受けている意思決定機関であることを示しています。その規定を受けた議員の責務ですので素案原案が妥当と考えています。
	74	「議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。」とあるが、次のとおり修正案を提案します。「第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、自らの発言と行動に責任を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。」理由としては、議員も市民であり、(市民の責務)第9条第2項に同様の記述がありますが、議員の責務をより明確にするため、上記の修正がぜひ必要だと思う。	1	ご指摘のように、議員も市民の責務がおよびますので、ことさら重複して規定することは要しないと考えています。
	75	語尾の表現について、「遂行する。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	76	第2項として次の文を追加する事を提案する。「議員は政策形成能力の向上、及び市議会の審議機能能力の強化を行い、もって住民自治の確立と地方分権時代に即した市政の実現に寄与すべきである。」これは豊田市議会政務調査費条例第1条の文意を転用しています。	1	ご意見いただいた議員の政策形成能力の向上および市議会の審議機能については、第10条の条文の一部を改める際に参考にさせていただきます。
12条	77	第2項、「職務を誠実に執行」は、「事務を誠実に執行」とすべき。	1	ご意見を参考に一部用語を改めます。
	78	職員の育成をどのように図るのか。また、執行機関には、人事権のない教育委員会も含まれるのか。また、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会も含まれるのか。	2	豊田市は、採用、育成、評価、給与をトータルに人材育成に取り組んでいます。執行機関は定義のとおりです。また、教員についての人事権は市にはありませんが、教職員の研修については、中核市の権限で市が実施しています。
	79	執行機関の責務は、一般市民のボランティアとは異なる。権限に見合った責任と義務を明記すべき。	1	基本的な責務を記載しています。また、第5章で市政経営の基本事項として、執行機関が行うべき基本事項を定めています。
	80	語尾の表現について、第1項を「経営する。」とする。また、第2項は「市の執行機関は、自らの判断と責任において職務を誠実に執行していく。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
13条	81	第3項は、前段の一市民の自覚と、後段、「市民との共働の推進に配慮して職務を遂行するものとします。」は別にした方がよい。	1	ご意見は承りますが、この部分は主に、行政経営懇話会で議論された内容を基に整理しており、素案原案が妥当と考えておりますので、ご理解ください。
	82	市庁舎は市のシンボルとして、ふさわしい接遇をできるようにすること。また、シンボルで働く職員のモラルの向上として、豊田市は世界をリードするに相応しい人材を育てているか。	1	接遇については、これまでも実施してきましたが、今後も引き続き、対応能力向上に取り組んでいきます。
	83	民間人は現実を素直に受けとめ次の対応に備えるように、公務員も民間人を見習って、状況に敏速に応じ職務を忠実に従ってほしい。	1	人材育成の一環として、今後も職員研修に取り組んでいきます。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
	84	語尾の表現について、第1項を「遂行する。」、第2項を「努める。」とする。また、第3項を「職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、市民との共働とに配慮し職務を遂行する」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
第4章	85	参画と共働は、言葉としては理解できるが、実際のイメージが作りにくい。	1	今後、条例の解説など、わかりやすく説明していきます。
14条	86	第1項、「市は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。」機会を整備するということは適当か。	1	市民の意見を直接聞くことや、意見交換をする機会、また、実施しようとする業務に係る市民とともに検討を積み上げる機会など、様々な機会を、市民の参画の機会として整備していく基本的な方針を定めているものです。
	87	第1項の「市民の多様な参画の機会を整備する。」を、「市民の多様な参画を求める。」とする。本文の記述表現では、市民が参加できるようになるとは考えられない。	1	行政経営戦略プランでは、説明会や意見交換会、ワークショップなどをはじめとして、約40の行動計画を位置づけ実施しています。
	88	第3項、「市の執行機関は、附属機関の委員への市民の参画に努めます。」は、委員の公募なり、適当な表現を。	1	公募による委員の募集、適切な任期によって市民の参画の機会を増やすこと、あるいは男女いずれかの性別に偏らないなどの取組によって、市民の参画に努めるものです。
	89	市の執行機関の内、市長を除き他の執行機関に附属機関が存在しているとは考えられないから削除。有るとすれば、それらは無駄な機関である。	1	執行機関の附属機関として、教育委員会に関わる機関があります。ここでは附属機関に公募による委員や、任期や男女構成比など附属機関の市民の参画を見直して、より参画を図ることを目的に規定するものです。現在、指針によりその取組を進めていますが、基本的な方針を条例で規定するものです。
	90	公募委員とあるが、何をする委員か不明。	1	各種附属機関の委員を公募で募集する取組です。
	91	都市計画に関する委員の選定は、後世に残る都市計画を立案するために、広い範囲の知識者の意見を吸収すること。また、若い人たちが10年、20年後になっても家族と住み易く感じる快適なまちづくりのために、将来にわたり施設を最も活用する市民を検討委員に加えること。	1	「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき委員の選任を実施しています。都市計画審議会については、専門的な学識経験者に加わっていただいているほか、公募による委員の選任や、会議公開などの取組を行っています。
15条	92	語尾の表現について、第1項を「整備することとする。」とする。また、第2項は「市の執行機関は、市の基本的な政策等については、事前に案を公表して、市民の意見を募り、策定する。」とする。第3項の語尾「参画に努めます。」を「参画させることとする。」とする。	1	第1項及び第3項について、語尾についての考えは、「14」「15」のとおりです。 第2項は、ご意見も踏まえ改めます。
	93	住民投票の規定で、第3項、「住民投票に付すべき事項、投票の手段、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。」について、事案毎に条例が議会に提案されても、議決で反対されればできないという事では、意味がないのではないか。	1	住民自治の基本的な制度である代表民主制を補完する制度として、住民投票制度を位置づけるものです。住民投票は、市民参画に関する様々な方法で、市民の合意形成をはかる手段を講じたあとで、なお、市民の意思を直接問う必要がある事態となったときの手段として、条例の制定という市議会の議決を経て実施するものとして位置づけています。
	94	第1項、「住民投票を実施することができます。」から「できます」を削除。本文の表現では都合により実施せずとも良いと判断できるためである。	1	
	95	住民投票について、必ず判断数値基準を設ける事である。投票資格は有権者全員を要件とすることが前提である。税金の無駄遣いを無くする為、例えば投資、事業等に掛かる出費は、億円以上、環境に影響する事業、等々に関して住民投票にて決める制度を導入する事を提案する。	1	住民投票制度については、代表民主制を補完する制度として、この条例上で位置づけをするものです。第1項の市政に係る重要な事項については、条例を定め住民投票を実施できるものとしています。結果の取扱いも含め、個別の実施条例で検討されることとなります。
	96	第2項、住民投票結果の採用の可否の決定の為の数値表示を明記する。例えば、有権者数の %以上の投票があり、其の50%以上を判定基準とする。「～尊重する」だけでは市民として投票した結果が判断に確実に使用されるとは考えられない為である。	1	
	97	住民投票の定めがあるが、運用等は法令によるとのことであった。もう少し説明がないと分からない。議会の議決と異なる投票結果の場合はどうするのか。	1	住民投票の請求・発議は法に基づきます。(地方自治法第12条第1項の条例制定の直接請求権、第112条に基づく市議会の議案提出権) 投票結果を尊重して、市議会、市長が判断することになります。
16条	98	語尾の表現について、第1項を「できる。」、第2項を「尊重する。」、第3項を「定めることとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	99	第2項、「市は、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策等の環境整備に努めます。」で、「施策等」は、「環境整備」ではないので、「施策の立案等の環境整備」にすべき。	1	ご意見を踏まえ、条文の一部の記載を改めます。
	100	「市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重します。」について、暴走や勝手な解釈による実行を防ぐために、案として、「市は、この条例に沿った市民の自主的かつ自立的な活動を尊重します。」	1	この条例で尊重する市民の活動は、この条例の趣旨に沿ったものであると考えています。
	101	共働の推進について、市は共働によるまちづくりを推進するために、これからの豊田市を支える若い人たちとの接点がわからない。しっかり示すべきではないか。	1	前文で示しているように、あらゆる年齢層の市民が担い手であることを目指しています。
	102	ソフトのまちづくり(人材育成、意識づくり、人材の発掘、支援組織及びルールづくり)に関して、助成金の対象範囲を広げてほしい。	1	ご意見として承ります。支援策については、今後共働の指針づくりの中で検討されます。
	103	地域会議だけでなく、既存のまちづくり組織を条文の中に位置づけてほしい。	1	市民の自発的な活動に広く含めています。
	104	活動支援、情報支援、研修支援及び調査支援機能を持つ組織を考えてはどうか	1	一部市民活動センターが担っています。また、地域自治区に関しては、一部支所がその機能を担います。
	105	語尾の表現について、第1項を「尊重する。」、第2項を「努める。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	106	第16条の「共働」の考え方をもう少し具体的に説明してほしい。	2	条例素案資料の考え方の中の記載のとおりです。今後条例の解説の中でも説明していきます。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
17条	107	後段を「地域のことは地域の住民が自ら考え、実行するための取組みを推進します。」とすることを提案	1	ご意見を踏まえ、一部記載を改めます。
	108	都市内分権の推進について、新しいまちづくりをすすめるため、地域の特性を生かした都市内分権の仕組みが求められており、各地域がある程度の権限を持って取り組むとされているが、しっかりした権限を示すべきではないか。	1	地域自治区の役割は、地域自治区条例で規定します。また、分権の対象などの具体的な内容は、今後取り組む中で精査されます。
	109	地域自治区条例との語句の整合が図られているか	1	地域自治区条例との整合を図り、第18条の規定を一部改めます。
	110	「地域の住民」は、「地域の市民」に変える。	1	ご意見は承りますが、都市内分権では、地域住民の意思を市政に反映させる取組になるので、素案原案を基に整理します。
	111	語尾の表現について、「推進させることとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	112	都市内分権の推進の意味がよく解らない。具体例を挙げ説明されたい。特に「～、地域の事は～取組みを推進します。」の意味が解らない。説明なき場合は第17条は削除を願いたい。	1	・第17条は、都市内分権の取組を推進することを定めるものです。 ・住民に身近な地域の課題については、本庁集中型で処理することに留まらず、地域のことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できるようにする意図の規定です。 ・本庁の権限の一部を支所に委ね、住民の意思がより反映される施策を講じることを定めるものです。 ・また、一部記載を改めます。(再掲)
18条	113	都市内分権の推進については、具体的内容を周知すべき	1	地域自治区条例で規定した事項の周知をより一層図ります。
	114	「地域の住民」は、「地域の市民」に変える。	1	ご意見は承りますが、都市内分権では、主に地域住民の意思を市政に反映させる取組になるので、素案原案を基に整理します。
	115	第1項を「市は、都市内分権を推進するため、市内の区域を条例で定める区域ごとに、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域の住民の意見を反映させこれを処理する地域自治区を設置する。」とする。また、語尾について、第2項は「設置する。」、第3項は「推進する。」とする。	1	第18条は、地域自治区条例との整合を図るため、2項と3項を削り、1項を一部改めます。 また、語尾については、ご意見は承りますが「14」のとおりです。
	116	自治区と地域自治区の名称が紛らわしい。名称を変えたほうがいい。	1	地域自治区は、法律で定められたものですので、この表記としているものです。
	117	第18条の「地域自治区」についてもっと具体的すれば、地域会議のあり方も具体的になる。	1	・住民に身近な地域の課題については、本庁集中型で処理することに留まらず、地域のことを最もよく知っている住民が自ら考え、対処できるようにする意図の規定です。
	118	地域会議の設置は一般的に住民と市の中央を遠ざける気がする。分権する意識の主旨が具体的にわかりづらい	1	・地域自治区の役割は地域自治区条例で規定します。
19条	119	第1項を「市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供していくこととする。」とする。語尾の表現について、第2項は「努める。」、第3項は「図っていくこととする。」とする。	1	第1項については、素案原案のとおりとします。 情報公開条例では、執行機関と議会は実施機関として、情報公開に関するその手続が定められています。また、個人情報保護条例に基づき適切な保護を図る必要があります。 なお、語尾についての考えは、「14」のとおりです。
	120	第1項を「市は、市政及び議会に関する情報を全て市民に提供する。」に変更する。	1	
	121	第2項、「市は、市民の知る権利の為、公正で-----情報を公開し、市民との情報の共有をする。」に変更する。	1	ご意見も参考に、語尾の表現をはじめ条文の一部を改めます。
	122	第3項を、「市は、-----について、適切な保護をする。」に変更する。市が確実な実施をすることを表現するには、「～を図る。」では表現が弱い。	1	
20条	123	第20条 行政評価について、評価には、自己評価と他人評価があり、他人評価も部内などの組織内評価と厳正な第三者機関評価がある。従来の経緯から判断して、「組織内評価」と表現することを提案する。	1	一般的に、行政評価制度と呼称されており、また、豊田市も行政評価制度として定着させています。
	124	語尾の表現について、「公表することとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
21条	125	第1項、「市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。」で、自律は、他の条文で使っている自立との併用はなぜか。	1	市政経営の自立を目指して、自らが行う財政運営は自律することを重視しています。
	126	「……財政の健全性の確保に努めます」についての質問として、健全性の評価は誰がする？健全性の基準は？	1	財政運営については、市長が指標を持ち、その健全性を評価する中で予算の調整を行い、議会が議決します。
	127	第1項の語尾を「財政の健全性確保を図る。」とする。第2項の語尾を「公表することとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
	128	第2項について、「一般会計」、「特別会計」に加え、別途補助金制度による支出があり、現在の役所方式で財政を公表されても理解できない部分が多くある。民間と同様、収支決算・予算実績対比形体一本で財政を公表することを提案する。	1	第2項の規定の分かりやすく公表するためのご意見として承り参考にさせていただきます。
22条	129	市民の要望の取扱いについて、市民の要望を全て聞き入れ受け入れるという事か。その判断はどうなるのか示すべきではないか。	1	ここでは、応答責任を規定するものです。市民の要望は様々なものがあり、例えば、市の仕事ではないこともあるかも知れません。すぐに対処できない場合も想定されますが、迅速かつ誠実に応答するというものです。ご意見を参考に条例案を改めます。
	130	「市の執行機関は、----- 迅速かつ誠実に対処します。」に変更提案する。市民の要望に確実に対処することが前提である。OK/NOを明確に。	1	
	131	「市の執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に対応することとする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
23条	132	「総合的かつ計画的な市政経営」を「総合的、体系的かつ計画的な市政経営」にする。	1	総合的かつ計画的な市政経営のために、基本構想、総合計画を策定する際には、体系的な計画行政をすすめるものですのでご理解ください。

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
	133	第1項の語尾を「市政経営をする。」とする。 第2項を「市の執行機関は、市民の意向を把握し、総合的な行政サービスを提供する。」とする。 第3項を「市の執行機関は、地域の資源を最大限活用して、効果ある市政経営を行う。」とする。	1	・第1項、語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲) ・第2項について、いわゆる縦割り行政に陥ることのないように、執行機関相互の連携を図ることを意図しています。 ・第3項については、最少の経費で最大の効果をあげる効率的な市政経営を意図していますのでご理解願いたいと思います。
	134	市政経営と経営というシステムを導入する以上、自動車産業が基盤の市の経営である以上、第23条に、「無借金、黒字経営を目的とした市政経営をする。」と言う条項を追記する事を提案する。また市民に配当をする必要があり、減税で対応すると言う内容の条項を追加することも提案する。	1	23条第3項の規定で、最少の経費で最大の効果をあげる経営方針と、第21条(財政運営)の規定で、効果的かつ効率的な財政運営の方針を定めていますので、素案の記載でご理解ください。また、減税については、自治の基本を定めるこの条例によるものではなく、政策判断に係ることと考えます。
23条(関連)	135	公共施設は、利用する年代層を考慮した施設、魅力が増す維持管理を行い、利用する立場になって立案と魅力が増す維持管理を行うこと。	1	市民の意向を把握した行政サービスの提供に関するご意見として承ります。
	136	各施設を種類ごとに専門分野に分け、集中管理の一括管理の推進や、施設のサービス水準をランク分けして施設に相応しい基準で管理すること、また、行き届いたメンテナンスを行うことで、施設を充実すべき。	1	市民の意向を把握した行政サービスの提供や、効率的な行政経営に取り組むようにというご意見として承ります。
	137	時代の推移に合わせた対応が確立されず、関係者が責任を押し付け合い、その余波で市民が迷惑を被ることがある。管理体制の不備で、市民に迷惑をかける行政を推進すること。	1	連携がとれた市政経営に取り組むようにというご意見として承ります。
24条	138	「市の執行機関の組織については、効率的かつ機動的な運営を図っていくこととする。」とする。	1	効率的かつ機動的な組織となるよう、常に見直しに努める姿勢を持つことを定めるものです。
	139	非常に一般的な表現である。この基本条例は新しい市に生まれ変わる事を前提としているはずである。そのための組織改革の案がすでにあるはずである。これを考慮した条文を記載する事を提案する。	1	組織運営の基本を示しています。 市の仕事のすすめ方や組織経営等の行動計画である「行政経営戦略プラン」に基づき、具体的に実施していきます。
25条	140	語尾の表現について、「努めること。」とする。	1	この条文は、行政処分(申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出)に関するルールを豊田市行政手続条例に基づいて明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図る規定です。語尾の整理も合わせて、条文を改めます。
	141	「市の執行機関は、条例に定めるところにより、また本基本条例の3本柱に添った新条例を制定し、-----透明性の向上実施し、市民の権利利益の保護を行う。」という意味を含んだ条文にする事を提案する。	1	
26条	142	「執行機関は、条例の制定、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、公共の福祉の増進を目的に行うよう努めます。」など適当な表現にすべき。公共の福祉という一般的な公共性が適当か。	1	「公共の福祉の増進」は、基礎自治体の使命である「市民の福祉の増進」に用語を改めます。 後段は、執行機関は、この条例の趣旨である共働のまちづくり、市民による自治の確立と、自立した地域社会の実現の趣旨と、基礎自治体の使命である市民の福祉の増進のために、法令の自主解釈権を活用することを示しています。
	143	(条例の制定と法令の活用)をなぜ「公共の福祉の増進」のみに限定するのか?市民、市、執行機関等多くの分野がある。これを考慮した条文を作成する事を提案する。	1	
	144	語尾の表現について、「目的にしていくこととする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
27条	145	この条文は他の条文の表現と整合を図るべき。	1	ご意見を参考に、一部条文を改めます。
	146	語尾の表現について、「構築する。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)
28条	147	「市は、国、愛知県及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら、共通する課題を解決するため、協力するよう努めます。」の方がいいのではないか。	1	行政経営懇話会で、住民に身近な市内の課題を解決するためには、市単独ではなく、愛知県などの連携が欠かせないということを議論して、この項を定めています。その趣旨から、素案は、その目的を中心に記載しているものですので、ご理解ください。
	148	語尾の表現について、「図っていくこととする。」とする。	1	語尾についての考えは、「14」のとおりです。(再掲)

### 3 その他意見 (感想をいただいたものについては、市の考えを述べていません。)

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
実効性等に関する意見	149	市民参加や市民活動をうまく生かしたいとの主旨は分かるが、市民も時間がない。実際には難しいと思う。	1	これまで豊田市行政経営戦略プランに、行動計画を定め、パブリックコメント手続や審議会の公開・公募委員の選任などの市民参加に取り組むとともに、市民活動の支援を実行してきました。それらの取組を条例で位置づけ、今後も、条例が規定する事項の具体的な行動計画は、豊田市行政経営戦略プランで目標を定め推進します。
	150	絵に描いたもちにならないよう願う。	1	
	151	従来の縦割り行政が、横の連携が取れるようになるのは良い。きれいごとで終わらないようにしてほしい。	1	
	152	数値的な表現がほしい。	1	
	153	新規条文であるので、1~2年経過後運営しながら、必要に応じて改正すべき。	2	自治の基本となるルールですので、法制度や社会情勢の変化に対応できているかどうかも含め、見直しに努めます。
	154	画一的でなく地域性を十分考慮してもらいたい。	1	条例は、市民が共通の認識に立つための自治の基本となるルールです。
	155	条例実施の段階で、地域によって差別の無いように期待したい。	1	その中で、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための都市内分権の仕組みを位置づけています。
	156	この条例が単体で機能するのではなく、他の市が持っている計画に、この条例のことも考慮すべきだと思う。	1	この条例の位置づけは、「市民の誓い」のめざす市民像を踏まえ政策を実現するためのまちづくりの仕組みや市政経営の手続を一覧で示すものです。その範囲で計画上考慮されることとなります。
	157	目的や組織は理解できたが、より深い理解をするためには、より具体的な資料がいる。	1	条例解説資料により、わかりやすさを図ります。
わかりにくい	158	言葉が難しいので分かりにくい。分かりやすく説明してほしい。	5	今回のパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ策定した条例案を、議会に提案します。
	159	ですます調でやさしいが、内容は難しいと思う	1	また、条例解説資料により、わかりやすさを図ります。
	160	具体的なイメージがわからないのでよく理解できない。	3	

分類	No	意見	件数	意見に対する考え方
判り易さへの提案	161	簡素化や分かりやすい文章で条例をつくってほしい。	2	今回のパブリックコメントでいただいた意見を踏まえ策定した条例案を、議会に提案します。
	162	小中学生が総合的な学習の時間に地域のことも学習している場合が多い。小中学生向けの分かりやすい資料も作成していただき、具体例も入れてほしい。	1	行政経営懇話会答申では、「住民自治の充実強化には市民の自治意識が不可欠であることから、市民が、常に住民自治の基本事項を継続して学習できる方策をとることが必要であること。」また、「高齢者を始めとしてあらゆる年代層の市民が市政に参加、貢献できることを目指すべき。」との付帯意見をいただいています。ご意見を踏まえ、わかりやすい資料を作成します。
	163	まちづくり条例だけではなく、もっと市民の目につくような工夫がほしい	1	
	164	市民の関連がある役割や活動、共働について、付け加えて説明したほうが分かりやすい。	1	
	165	地域の定義がないのでわかりにくいと思う。	1	
166	まちづくり基本条例なるものを作らなければならない必然性が分からない。	3		
必要性	167	市長と市議会議員が各区長との話し合いで決定する現組織でよい。基本条例は必要ない。	1	地域自治区制度は、地域の課題は、地域のことをよく知っている地域の住民自ら考え解決するための仕組みを設けるものです。合併協議の中でその必要性を議論し、設置の方針を決定したものです。
	168	会議の連絡・参加について考えてほしい。	1	地域自治区条例に基づく仕組みを整備する中で、公募による委員の選任方法や、会議の原則公開などの方針を立てます。
地域自治区	169	委員になるのは、結局既存団体の代表の多忙な人が選ばれると思う。そうすると、地域会議の意義が無くなる。	1	地域自治区条例に基づく仕組みの中で役割を明示し、パンフレット等で説明していきます。
	170	従来の区長会・コミュニティと地域会議の役割が不明。	1	
	171	地域会議がもつ責任は何か。	1	地域自治区は、地域のことをよく知っている住民自ら地域のことを考え実行する仕組みです。市は必要な情報提供や支援を行います。
	172	行政からの知識・ソフト面の提供を盛り込んでほしい。	1	
	173	自治区の立場でも、検討してほしい。	1	
その他	174	タウンミーティングは、市から各戸へ呼びかけが必要。	1	タウンミーティング開催は、広報とよた掲載のほか、新聞報道やCATV、ラジオによるPR、支所・交流館でのちらし配布を行いました。
	175	数字の表記で、漢数字表記など妥当でないものがある。	2	タウンミーティング資料の数字表記についてご指摘いただきました。
	176	よい内容である。	7	(感想等をいただきました。)
	177	市民がまちづくりに参画するとを定める点がよい。	2	
	178	21世紀の都市社会におけるコミュニティは当該条例内容を如何に推進するかであり、時期を得た制定と思う。	1	
	179	豊田市を構成するそれぞれの役割が明確に記してあり、素晴らしいと思う	1	
	180	「自立」というイメージを「依存された社会」で育った住民の一人として、今後の新しい都市づくりの共通認識に出来るかどうか鍵を握ると思う。	1	
	181	第5章市政経営の基本事項については、今後注目したい。	1	
	182	勉強していきたい。	1	
	183	住民のエゴの固まりにならないようにしてほしい。	1	
	184	現状と基本条例とがどう関わるか考えていきたい。	1	
	185	デザイン・視覚効果・自然に溶け込めるような事業も必要であると思う。	1	
	186	まちづくりに郷土賞を育てられるような取組が必要。	1	
まちづくりの提案	187	本市のまちづくりについて、また、環境問題や教育、少子高齢社会、合併後のまちづくり、愛知万博以後のまちづくりの提案、ご意見	1	(全市的なまちづくりに対するご意見で、今回の条例に直接関わるご意見ではないため市の考えはのべません。)
	188	愛知万博後のまちづくりについてのご意見、また、シンボル施設の提案	1	
	189	豊田スタジアムの活用、おいでんまつり等に関する提案、ご意見	1	
	190	レジャー施設建設のご提案	1	
	191	豊田市の顔づくり、山地活用、リニアモーターカーのルートに関するご提案	1	